

令和6年5月27日

令和6年度第2回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年5月27日（月）

午後1時30分開会～午後2時50分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用
地利用集積等促進計画について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第9号 農用地利用集積計画の承認について

議案第10号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和6年度地区座談会の開催状況について

協議（2） 令和7年度農林水産関係税制改正に関する要望について

協議（3） 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

5. 出席農業委員(25名)

1番 菅 原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布 塚 幸 子 委員

4番 中 本 奈 美 委員

5番 白 川 知 則 委員

6番 高 橋 順 子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻 井 正 幸 委員

9番 齋 藤 真理子 委員

10番 菅 原 清 一 委員

11番 佐々木 正 彦 委員

12番 下 山 信 行 委員

13番 高 橋 英理子 委員

15番 鈴 木 至 委員

17番 佐 藤 伸 幸 委員

19番 佐々木 大 委員

21番 中 鉢 守 委員

23番 今 野 久 男 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

14番 只 埜 和 臣 委員

16番 佐 藤 裕 之 委員

18番 佐々木 俊 通 委員

20番 中 森 昭 悦 委員

22番 菅 原 まり子 委員

24番 中 條 泰 洋 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

20番 千 葉 敏 昭 委員

24番 佐々木 ゆき子 委員

25番 鈴 木 要 委員

7. 欠席委員(1名)

26番 佐々木 政 直 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 今 野 春 樹

主査 湯 山 栄 大

主事 鈴 木 聖 己

主事 千 葉 浩 汰

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主査 三 塚 裕 介

再任主査 高 橋 清 一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
なお、佐々木政直会長から欠席の届出があるため、大崎市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長職務代理者が今回の議事を総理します。

それでは、開会に当たりまして、熊谷安正会長職務代理者から御挨拶をお願いいたします。

会長職務代理（熊谷安正委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、次第の２議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第８条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、本日は熊谷会長職務代理者をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、26番佐々木政直委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第９条の規定により、令和６年度第２回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の３会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、会期を本日１日限りといたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の４議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。21番中鉢守委員、22番菅原まり子委員をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の７審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局か

ら説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告 1 ～ 5 の説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいまの報告 1 から報告 5 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。24 番委員

24 番（中條泰洋委員）

報告 3 番号 2 番について質問させていただきます。変更後の土地利用は転作田とありますが、何を作付けするための盛土なのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

牧草と伺っております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

24 番委員，よろしいでしょうか。

24 番（中條泰洋委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。

議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について，番号 31 番から 38 番までの 8 か件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは，議案第 7 号番号 31 番から 38 番までの 8 か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 38 番について質問させていただきます。譲受人は報告 3 番号 2 番の現状変更届出で、申請地の近隣農地を土盛りし転作田として牧草を作付けするとのことですが、譲受人の営農状況について教えてください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

譲受人は基本的には自作管理と伺っており、申請地につきましては、カボチャを作付けする予定とのことでした。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

申請地は昔から管理がされていなく、譲受人自宅から申請地まで長距離を通い、1 メートルの土盛りを行うとのことですが、申請地周辺は水稻等を作付けされている農地があり、土盛りによる影響が出る可能性もあります。周辺農地の地権者から事務局に被害等の連絡があった場合には報告をお願いします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

承知しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 7 号番号 31 番から 38 番までの 8 か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 7 号番号 31 番から 38 番までの 8 か件について、許可と決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号17番から26番の10か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

5月24日金曜日午前9時より、16番委員、17番委員、18番委員、20番推進委員、24番推進委員、25番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号17番、18番を18番委員、報告をお願いいたします。

18番（佐々木俊通委員）

番号17番を報告いたします。転用目的は、砂利採取をするものです。申請地周辺の状況は、東側が田、西側が宅地、南側と北側が山林でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、1年以内の一時的な転用であり、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

次に番号18番を報告いたします。転用目的は、工事用通路及び運搬スペースとして利用するものです。申請地は2箇所に分かれておりまして、まず位置図東側の申請地周辺の状況は、四方が田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、1年以内の一時的な転用であり、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

次に位置図西側の申請地周辺の状況は、北側が宅地、その他三方が田でござい

ました。申請地の管理状況は、耕作されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、東側及び西側申請地ともに、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号19番を17番委員，報告をお願いいたします。

17番（佐藤伸幸委員）

番号19番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場3台分，通用路，回転スペース，敷地内通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地，西側が市道を挟み宅地，南側と北側が山林でございました。申請地の管理状況は、畑として利用されており野菜が作付けされておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

11番（佐々木正彦委員）

番号20番を20番推進委員，報告をお願いいたします。

20番（千葉敏昭推進委員）

番号20番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場6台分，ガーデニングスペース，ドッグランスペース，通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側が宅地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は第1種農地で原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は側溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については，土留め擁壁を設置するため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号21番を17番委員，報告をお願いいたします。

17番（佐藤伸幸委員）

番号21番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場3台分，庭，通路

を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が市道を挟み雑木林、西側が雑木林、南側と北側が宅地でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は土側溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策は、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号22番を24番推進委員、報告をお願いいたします。

24番（佐々木ゆき子推進委員）

番号22番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が砂利道と河川を挟み宅地、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

11番（佐々木正彦委員）

番号23番を20番推進委員、報告をお願いいたします。

20番（千葉敏昭推進委員）

番号23番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル521枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が水路と市道を挟み宅地、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号24番を24番推進委員、報告をお願いいたします。

24番（佐々木ゆき子推進委員）

番号24番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場2台分を設置す

るものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が畑、西側が宅地、北側が市道を挟み田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は U 字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 25 番、26 番を 25 番推進委員、報告をお願いいたします。

25 番（鈴木要推進委員）

番号 25 番を報告いたします。転用目的は、家畜感染病予防法による家畜の死体の埋却予定地とするものです。申請地周辺の状況は、西側が宅地、その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地に供するものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

次に番号 26 番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル架台支柱 464 本の一時転用の再許可申請です。申請地周辺の状況は、東側が原野、西側が畑、南側が宅地、北側が山林でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。また、当初の計画ではヨモギを栽培する予定でしたが数年前に枯れてしまい、再度、ヨモギを作付けする予定とのことです。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3 年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

議 11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 8 号番号17番から26番までの10か件について質疑を承ります。

質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号25番について質問させていただきます。埋設する予定の家畜は何でしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

鶏でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

50アール以上の面積ですが、このような案件はその都度、近隣でもこのような転用をするのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

家畜の所有者に対し埋設予定地を事前に確保するよう、農林水産省から指導があり、事前の調整が整ったため、農林水産省からの通知に基づき、申請に至りました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

埋設後、申請地には作付けは行わず、建物等の設置をすることもないという認識でよろしいでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農林水産省の通知において、農地転用許可申請書に記載された事業計画の埋設
予定地にすることでの許可申請となっております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。17番委員。

17番（佐藤伸幸委員）

現地調査員として補足させていただきます。申請地位置図の北側の細長い建物が
全て鶏舎になっておりました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

番号26番について質問させていただきます。転用事由については前回の許可と
変更はないでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

前回の営農内容と変更はなく，再許可の申請となります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

15番委員。

15番（鈴木至委員）

前回と同様ヨモギを作付けする予定のようですが，昨年までの規定の収量は確
保されておりますか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

令和6年2月に提出があった状況報告書によりますと，播種したヨモギは令和

5年の猛暑と乾燥により死滅したと記載がございました。また、令和5年度に耕運、シート設置、苗の植付けを行っており、現状としましては未収穫の状況でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

15番委員。

15番（鈴木至委員）

収穫量が確保できる見込みで指導をされているのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

提出していただいた営農計画には、令和6年を1年目と策定されており、令和6年は株分け定植となっております。2年目の令和7年以降に収穫する計画となっており、令和6年の販売予定は0円、令和7年の販売予定は8万6千円、3年目の令和8年以降につきましては18万8千円の収支見込みの計画とのことです。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

15番委員，よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

番号23番について質問させていただきます。パネルの高さと幅を教えてください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

高さ2メートル75センチメートル，幅5メートル50センチメートルとなっております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

12番委員，よろしいでしょうか。

12番（下山信行委員）

県内に事業所はございますか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

県内に事業所はございません。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号23番について質問させていただきます。県内に事業所はないとのことですが、日常の管理はどうされるのでしょうか。また、申請地周辺は住宅街であり、転用面積もかなり広いようですが、火災が起きた場合の対応はどうするのかを教えてください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

管理についてですが事業計画書に記載はないため、後日、確認をし回答させていただきます。被害防除計画については、申請地周囲に防護柵を設置するとのことです。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第8号番号17番から26番までの10か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 8 号番号17番から26番の10か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 9 号農用地利用集積計画の承認について、番号64番から117番までの54か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第 9 号番号94番から97番までの 4 か件については、 番委員が関係する案件であります。この 4 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 9 号番号94番から97番の 4 か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。 番委員退席願います。

[番 委員 退席]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 9 号番号 94 番から 97 番の 4 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 9 号番号 94 番から 97 番の 4 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 9 号番号 94 番から 97 番の 4 か件について承認します。 番委員の入室を認めます。

[番 委員 入室]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第9号番号64番から93番までと、番号98番から117番を合わせた50か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第9号番号64番から93番までと番号98番から117番を合わせた50か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第9号番号64番から番号117番を合わせた54か件について承認し、市に通知いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第10号非農地証明願について、番号2番について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

それでは現地調査報告いたします。番号2番を16番委員，報告をお願いいたします。

16番（佐藤裕之委員）

番号2番を報告いたします。申請地の状況は、周辺の山林と一体化しており、概ね30年以上耕作放棄されている土地であり、将来的にも農地として使用することが困難であることを確認いたしました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 10 号番号 2 番について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 10 号番号 2 番について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 10 号番号 2 番の 1 か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで暫時休憩いたします。午後 2 時 35 分まで。

〔午後 2 時 25 分から午後 2 時 35 分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次第の 8 協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和 6 年度地区座談会の開催状況について、事務局及び担当委員より報告をお願いします。

事務局（三塚裕介主査）

〔事務局からの報告〕

13 番（高橋英理子委員）

〔担当地区委員からの報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただ今、事務局及び 13 番委員より報告がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の報告（1）令和 6 年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政の協議（２）令和７年度農林水産関係税制改正に関する要望について、事務局より説明願います。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

〔事務局からの説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（２）令和７年度農林水産関係税制改正に関する要望については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、農政の協議（２）令和７年度農林水産関係税制改正に関する要望については原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、農政の協議（３）令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明願います。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

〔事務局からの説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、農政の協議（３）令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、農政の協議（３）令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案のとおり決定いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和６年度第２回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後２時５０分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月27日

会長職務代理 熊谷 安 正

委 員 中 鉢 守

委 員 菅 原 まり子